

衆議院小選挙区選出議員の  
選挙区の改定案についての勧告

平成29年4月19日

衆議院議員選挙区画定審議会

平成29年4月19日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

衆議院議員選挙区画定審議会会長 小早川 光 郎

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、別紙のとおり勧告する。

## 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 改定案についての勧告

### 衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号。以下「衆議院選挙制度改革関連法」という。）が平成28年5月27日に施行されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び衆議院選挙制度改革関連法附則第2条の規定に基づき、平成27年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

北海道

- 1 第一区、第二区及び第四区の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

札幌市

中央区

北区

本庁管内

北六条西一丁目、北六条西二丁目、北六条西三丁目、北六条西四丁目、北六条西五丁目、北六条西六丁目、北六条西七丁目、北六条西八丁目、北六条西九丁目、北七条西一丁目、北七条西二丁目、北七条西三丁目、北七条西四丁目、北七条西五丁目、北七条西六丁目、北七条西七丁目、北七条西八丁目、北七条西九丁目、北七条西十丁目、北八条西一丁目、北八条西二丁目、北八条西三丁目、北八条西四丁目、北八条西五丁目、北八条西六丁目、北八条西七丁目、北八条西八丁目、北八条西九丁目、北八条西十丁目、北八条西十一丁目、北九条西一丁目、北九条西二丁目、北九条西三丁目、北九条西四丁目、北九条西五丁目、北九条西六丁目、北九条西七丁目、北九条西八丁目、北九条西九丁目、北九条西十丁目、北九条西十一丁目、北十条西一丁目、北十条西二丁目、北十条西三丁目、北十条

西四丁目、北十条西五丁目、北十条西六丁目、北十条西七丁目、北十条西八丁目、北十条西九丁目、北十条西十丁目、北十条西十一丁目、北十一条西一丁目、北十一条西二丁目、北十一条西三丁目、北十一条西四丁目、北十一条西五丁目、北十一条西六丁目、北十一条西七丁目、北十一条西八丁目、北十一条西九丁目、北十一条西十丁目、北十一条西十一丁目、北十二条西五丁目、北十二条西六丁目、北十二条西七丁目、北十二条西八丁目、北十二条西九丁目、北十二条西十丁目、北十二条西十一丁目、北十二条西十二丁目、北十三条西五丁目、北十三条西六丁目、北十三条西七丁目、北十三条西八丁目、北十三条西九丁目、北十三条西十丁目、北十三条西十一丁目、北十三条西十二丁目、北十四条西五丁目、北十四条西六丁目、北十四条西七丁目、北十四条西八丁目、北十四条西九丁目、北十四条西十丁目、北十四条西十一丁目、北十四条西十二丁目、北十四条西十三丁目、北十五条西六丁目、北十五条西七丁目、北十五条西八丁目、北十五条西九丁目、北十五条西十丁目、北十五条西十

一丁目、北十五条西十二丁目、北十五条西十三丁目、北十六条西六丁目、北十六条西七丁目、北十六条西八丁目、北十六条西九丁目、北十六条西十丁目、北十六条西十一丁目、北十六条西十二丁目、北十六条西十三丁目、北十七条西七丁目、北十七条西八丁目、北十七条西九丁目、北十七条西十丁目、北十七条西十一丁目、北十七条西十二丁目、北十七条西十三丁目

南 区  
西 区

山の手一条一丁目、山の手一条二丁目、山の手一条三丁目、山の手一条四丁目、山の手一条五丁目、山の手一条六丁目、山の手一条七丁目、山の手一条八丁目、山の手一条九丁目、山の手一条十丁目、山の手一条十一丁目、山の手一条十二丁目、山の手一条十三丁目、山の手二条一丁目、山の手二条二丁目、山の手二条三丁目、山の手二条四丁目、山の手二条五丁目、山の手二条六丁目、山の手二条七丁目、山の手二条八丁目、山の手二条九丁目、山の手二条十丁目、山の手二条十一丁目、山の手二条十二丁目、山の手三条一丁目、山の手三条二丁目、山の手三条三丁目、山の手三条四丁目、山の手三条五丁目、山

の手三条六丁目、山の手三条七丁目、山の手三条八丁目、山の手三条九丁目、山の手三条十丁目、山の手三条十一丁目、山の手三条十二丁目、山の手四条一丁目、山の手四条二丁目、山の手四条三丁目、山の手四条四丁目、山の手四条五丁目、山の手四条六丁目、山の手四条七丁目、山の手四条八丁目、山の手四条九丁目、山の手四条十丁目、山の手四条十一丁目、山の手五条一丁目、山の手五条二丁目、山の手五条三丁目、山の手五条四丁目、山の手五条五丁目、山の手五条六丁目、山の手五条七丁目、山の手五条八丁目、山の手五条九丁目、山の手五条十丁目、山の手六条一丁目、山の手六条二丁目、山の手六条三丁目、山の手六条四丁目、山の手六条五丁目、山の手六条六丁目、山の手六条七丁目、山の手六条八丁目、山の手六条九丁目、山の手七条五丁目、山の手七条六丁目、山の手七条七丁目、山の手七条八丁目、山の手、二十四軒一条一丁目、二十四軒一条二丁目、二十四軒一条三丁目、二十四軒一条四丁目、二十四軒一条五丁目、二十四軒一条六丁目、二十四軒一条七丁目、二十四軒二条一丁目、二十四軒二条二丁目、二十四軒二条三丁目、二十四軒二条四丁

目、二十四軒二条五丁目、二十四軒二条六丁目、二十四軒二条七丁目、二十四軒三条一丁目、二十四軒三条二丁目、二十四軒三条三丁目、二十四軒三条四丁目、二十四軒三条五丁目、二十四軒三条六丁目、二十四軒三条七丁目、二十四軒四条一丁目、二十四軒四条二丁目、二十四軒四条三丁目、二十四軒四条四丁目、二十四軒四条五丁目、二十四軒四条六丁目、二十四軒四条七丁目、琴似一条一丁目、琴似一条二丁目、琴似一条三丁目、琴似一条四丁目、琴似一条五丁目、琴似一条六丁目、琴似一条七丁目、琴似二条一丁目、琴似二条二丁目、琴似二条三丁目、琴似二条四丁目、琴似二条五丁目、琴似二条六丁目、琴似二条七丁目、琴似三条一丁目、琴似三条二丁目、琴似三条三丁目、琴似三条四丁目、琴似三条五丁目、琴似三条六丁目、琴似三条七丁目、琴似四条一丁目、琴似四条二丁目、琴似四条三丁目、琴似四条四丁目、琴似四条五丁目、琴似四条六丁目、琴似四条七丁目、発寒六条十四丁目、発寒七条十四丁目、発寒八条十三丁目（十四番に限る。）、発寒八条十四丁目、発寒九条十三丁目（五番から七番までに限る。）、発寒九条十四丁目、小別沢、宮の沢一条

一丁目、宮の沢一条二丁目、宮の沢一条三丁目、宮の沢一条四丁目、宮の沢一条五丁目、宮の沢二条一丁目、宮の沢二条二丁目、宮の沢二条三丁目、宮の沢二条四丁目、宮の沢二条五丁目、宮の沢三条二丁目、宮の沢三条三丁目、宮の沢三条四丁目、宮の沢三条五丁目、宮の沢四条三丁目、宮の沢四条四丁目、宮の沢四条五丁目、宮の沢、西町南一丁目、西町南二丁目、西町南三丁目、西町南四丁目、西町南五丁目、西町南六丁目、西町南七丁目、西町南八丁目、西町南九丁目、西町南十丁目、西町南十一丁目、西町南十二丁目、西町南十三丁目、西町南十四丁目、西町南十五丁目、西町南十六丁目、西町南十七丁目、西町南十八丁目、西町南十九丁目、西町南二十丁目、西町南二十一丁目、西町北一丁目、西町北二丁目、西町北三丁目、西町北四丁目、西町北五丁目、西町北六丁目、西町北七丁目、西町北八丁目、西町北九丁目、西町北十丁目、西町北十一丁目、西町北十二丁目、西町北十三丁目、西町北十四丁目、西町北十五丁目、西町北十六丁目、西町北十七丁目、西町北十八丁目、西町北十九丁目、西町北二十丁目、西野一条一丁目、西野一条二丁目、西野一条三丁

目、西野一条四丁目、西野一条五丁目、西野一条六丁目、西野一条七丁目、西野一条八丁目、西野一条九丁目、西野二条一丁目、西野二条二丁目、西野二条三丁目、西野二条四丁目、西野二条五丁目、西野二条六丁目、西野二条七丁目、西野二条八丁目、西野二条九丁目、西野二条十丁目、西野三条一丁目、西野三条二丁目、西野三条三丁目、西野三条四丁目、西野三条五丁目、西野三条六丁目、西野三条七丁目、西野三条八丁目、西野三条九丁目、西野三条十丁目、西野四条一丁目、西野四条二丁目、西野四条三丁目、西野四条四丁目、西野四条五丁目、西野四条六丁目、西野四条七丁目、西野四条八丁目、西野四条九丁目、西野四条十丁目、西野五条一丁目、西野五条二丁目、西野五条三丁目、西野五条四丁目、西野五条五丁目、西野五条六丁目、西野五条七丁目、西野五条八丁目、西野五条九丁目、西野五条十丁目、西野六条一丁目、西野六条二丁目、西野六条三丁目、西野六条四丁目、西野六条五丁目、西野六条六丁目、西野六条七丁目、西野六条八丁目、西野六条九丁目、西野六条十丁目、西野七条一丁目、西野七条二丁目、西野七条三丁目、西野七条四丁

目、西野七条五丁目、西野七条六丁目、西野七条七丁目、西野七条八丁目、西野七条九丁目、西野七条十丁目、西野八条一丁目、西野八条二丁目、西野八条三丁目、西野八条四丁目、西野八条五丁目、西野八条六丁目、西野八条七丁目、西野八条八丁目、西野八条九丁目、西野八条十丁目、西野九条三丁目、西野九条四丁目、西野九条五丁目、西野九条六丁目、西野九条七丁目、西野九条八丁目、西野九条九丁目、西野十条六丁目、西野十条七丁目、西野十条八丁目、西野十条九丁目、西野十一条七丁目、西野十一条八丁目、西野十一条九丁目、西野十二条八丁目、西野十三条八丁目、西野十四条八丁目、西野、福井一丁目、福井二丁目、福井三丁目、福井四丁目、福井五丁目、福井六丁目、福井七丁目、福井八丁目、福井九丁目、福井十丁目、福井、平和一条二丁目、平和一条三丁目、平和一条四丁目、平和一条五丁目、平和一条六丁目、平和一条七丁目、平和一条八丁目、平和一条九丁目、平和一条十丁目、平和一条十一丁目、平和二条一丁目、平和二条二丁目、平和二条三丁目、平和二条四丁目、平和二条五丁目、平和二条六丁目、平和二条七丁目、平和二条八

丁目、平和二条九丁目、平和二条十丁目、平和二条十一丁目、平和三条四丁目、平和三条五丁目、平和三条六丁目、平和三条七丁目、平和三条八丁目、平和三条九丁目、平和三条十丁目、平和

## 第二区

札幌市

北区

第一区に属しない区域

東区

## 第四区

札幌市

西区

第一区に属しない区域

手稲区

小樽市

北海道後志総合振興局管内

## 2 第六区、第十区及び第十二区の区域に次の三選挙区を設ける。

### 第六区

旭川市

士別市

名寄市

富良野市

北海道上川総合振興局管内

### 第十区

夕張市

岩見沢市

留萌市

美唄市

芦別市

赤平市

三笠市

滝川市

砂川市

歌志内市

深川市

北海道空知総合振興局管内

北海道留萌振興局管内

## 第十二区

北見市

網走市

稚内市

紋別市

北海道宗谷総合振興局管内

北海道オホーツク総合振興局管内

青森県

青森県の区域に次の三選挙区を設ける。

### 第一区

青森市

むつ市

東津軽郡

上北郡

野辺地町

横浜町

六ヶ所村

下北郡

### 第二区

八戸市

十和田市

三沢市

上北郡

七戸町

六戸町

東北町

おいらせ町

三戸郡

### 第三区

弘前市

黒石市

五所川原市

つがる市

平川市

西津軽郡

中津軽郡  
南津軽郡  
北津軽郡

岩手県

岩手県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

盛岡市  
紫波郡

第二区

宮古市  
大船渡市  
久慈市  
遠野市  
陸前高田市  
釜石市  
二戸市  
八幡平市  
滝沢市  
岩手郡  
気仙郡  
上閉伊郡  
下閉伊郡  
九戸郡  
二戸郡

第三区

花巻市  
北上市  
一関市  
奥州市  
和賀郡  
胆沢郡  
西磐井郡

宮城県

1 第一区及び第三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第一区

仙台市

青葉区  
太白区  
本庁管内

第三区

仙台市

太白区

第一区に属しない区域

白石市

名取市

角田市

岩沼市

刈田郡

柴田郡

伊具郡

亘理郡

2 第四区、第五区及び第六区の区域に次の三選挙区を設ける。

第四区

塩竈市

多賀城市

富谷市

宮城郡

七ヶ浜町

利府町

黒川郡

大和町

大衡村

加美郡

第五区

石巻市

東松島市

大崎市

大崎市松山総合支所管内

大崎市三本木総合支所管内

大崎市鹿島台総合支所管内

大崎市田尻総合支所管内

宮城郡

松島町

黒川郡

大郷町

遠田郡  
牡鹿郡  
本吉郡  
第六区  
気仙沼市  
登米市  
栗原市  
大崎市

第五区に属しない区域

福島県

第三区及び第四区の区域に次の二  
選挙区を設ける。

第三区

白河市  
須賀川市  
田村市  
岩瀬郡  
西白河郡  
泉崎村  
中島村  
矢吹町

東白川郡  
石川郡  
田村郡

第四区

会津若松市  
喜多方市  
南会津郡  
耶麻郡  
河沼郡  
大沼郡  
西白河郡  
西郷村

埼玉県

1 第一区及び第五区の区域に次の二  
選挙区を設ける。

第一区

さいたま市

見沼区（大字砂、砂町二  
丁目、東大宮二丁目、東大宮  
三丁目及び東大宮四丁目に属  
する区域を除く。）

浦和区

緑区

岩槻区

第五区

さいたま市

西区

北区

大宮区

見沼区

第一区に属しない区域

中央区

2 第二区及び第十五区の区域に次の  
二選挙区を設ける。

第二区

川口市

本庁管内

新郷支所管内

神根支所管内

芝支所管内

芝中田一丁目、芝中田二丁  
目、芝宮根町、芝高木一丁  
目、芝高木二丁目、芝東町、  
芝一丁目、芝二丁目、芝三  
丁目、芝四丁目、芝下一丁  
目、芝下二丁目、芝下三丁  
目、大字芝（三千百二番地  
から三千百九十八番地まで  
を除く。）、芝西一丁目（一  
番から十一番までを除く。）、  
芝西二丁目、芝塚原一丁  
目（一番及び四番を除く。）、  
芝塚原二丁目、大字伊刈、  
大字小谷場、柳崎二丁目、  
柳崎三丁目、柳崎一丁目、  
柳崎四丁目、柳崎五丁目、  
北園町、柳根町

安行支所管内  
戸塚支所管内  
鳩ヶ谷支所管内

### 第十五区

さいたま市

桜区

南区

川口市

第二区に属しない区域

蕨市

戸田市

### 3 第三区及び第十三区の区域に次の二選挙区を設ける。

#### 第三区

草加市

越谷市

赤山町一丁目、赤山町二丁目、赤山町三丁目、赤山町四丁目、赤山町五丁目、赤山本町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東町六丁目、伊原一丁目、伊原二丁目、大字大里、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目、大沢四丁目、大字大杉、大字大泊、大字大林、大字大房、大字大松、大間野町一丁目、大間野町二丁目、大間野町三丁目、大間野町四丁目、大間野町五丁目、大字大吉、大字小曾川、大字上間久里（九百七十六番地から千七十五番地までを除く。）  
、大字蒲生、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生茜町、蒲生旭町、蒲生愛宕町、蒲生寿町、蒲生西町一丁目、蒲生西町二丁目、蒲生東町、蒲生本町、蒲生南町、川柳町一丁目、川柳町二

丁目、川柳町三丁目、川柳町四丁目、川柳町五丁目、川柳町六丁目、瓦曾根一丁目、瓦曾根二丁目、瓦曾根三丁目、大字北後谷、大字北川崎、北越谷一丁目、北越谷二丁目、北越谷三丁目、北越谷四丁目、北越谷五丁目、越ヶ谷、越ヶ谷一丁目、越ヶ谷二丁目、越ヶ谷三丁目、越ヶ谷四丁目、越ヶ谷五丁目、越ヶ谷本町、御殿町、相模町一丁目、相模町二丁目、相模町三丁目、相模町四丁目、相模町五丁目、相模町六丁目、相模町七丁目、七左町一丁目、七左町四丁目、七左町五丁目、七左町六丁目、七左町七丁目、七左町八丁目、大字下間久里、新川町一丁目、新川町二丁目、新越谷一丁目、新越谷二丁目、神明町一丁目、神明町二丁目、神明町三丁目、大字砂原、千間台東一丁目、千間台東二丁目、千間台東三丁目、千間台東四丁目、大成町一丁目、大成町二丁目、大成町三丁目、大成町四丁目、大成町五丁目、大成町六丁目、大成町七丁目、大成町八丁目、大字中島、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、大字長島、中町、大字西新井、大字西方、西方一丁目、西方二丁目、大字野島、登戸町、大字花田、花田一丁目、花田二丁目、花田三丁目、花田四丁目、花田五丁目、花田六丁目、花田七丁目、東大沢一丁目、東大沢二丁目、東大沢三丁目、東大沢四丁目、東大沢五丁目、

東越谷一丁目、東越谷二丁目、東越谷三丁目、東越谷四丁目、東越谷五丁目、東越谷六丁目、東越谷七丁目、東越谷八丁目、東越谷九丁目、東越谷十丁目、東柳田町、大字平方、平方南町、大字袋山（六百七十一番地から六百七十九番地まで、六百八十一番地から六百八十七番地まで、六百九十六番地から六百九十九番地まで、七百四番地、七百二十八番地から七百五十三番地まで、七百六十一番地から八百五番地まで、八百十一番地から八百三十七番地まで、八百四十三番地、八百五十六番地から八百八十八番地まで、八百九十九番地から九百五十二番地まで、九百七十八番地から千二十一番地まで、千八十一番地から千百六十二番地まで、千百六十四番地から千百八十七番地まで、千百九十一番地から千二百十八番地まで、千六百七十七番地、千七百十七番地、千七百十八番地、千七百五十六番地、千七百五十七番地、千八百五十一番地から二千一番地まで及び二千四番地から二千六十番地までに限る。）、大字船渡、大字増林、増林一丁目、増林二丁目、増林三丁目、大字増森、増森一丁目、増森二丁目、大字南荻島（一番地から四千十三番地まで、四千九十五番地、四千九十六番地及び四千百三十一番地から四千百三十五番地までに限る。）、南越谷一丁目、

南越谷二丁目、南越谷三丁目、南越谷四丁目、南越谷五丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、宮前一丁目、宮本町一丁目、宮本町二丁目、宮本町三丁目、宮本町四丁目、宮本町五丁目、大字向畑、元柳田町、弥栄町一丁目、弥栄町二丁目、弥栄町三丁目、弥栄町四丁目、大字弥十郎、谷中町一丁目、谷中町二丁目、谷中町三丁目、谷中町四丁目、柳町、弥生町、流通団地一丁目、流通団地二丁目、流通団地三丁目、流通団地四丁目、レイクタウン一丁目、レイクタウン二丁目、レイクタウン三丁目、レイクタウン四丁目、レイクタウン五丁目、レイクタウン六丁目、レイクタウン七丁目、レイクタウン八丁目、レイクタウン九丁目

### 第十三区

#### 春日部市

赤沼、一ノ割、一ノ割一丁目、一ノ割二丁目、一ノ割三丁目、一ノ割四丁目、牛島、内牧、梅田、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田本町一丁目、梅田本町二丁目、大枝、大沼一丁目、大沼二丁目、大沼三丁目、大沼四丁目、大沼五丁目、大沼六丁目、大沼七丁目、大場、大畑、粕壁、粕壁一丁目、粕壁二丁目、粕壁三丁目、粕壁四丁目、粕壁東一丁目、粕壁東二丁目、粕壁東三丁目、粕壁東四丁目、粕壁東五丁目、粕壁東六丁目、上大増新田、上蛭田、小浏、

栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、下大增新田、下蛭田、新川、薄谷、千間一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、中央七丁目、中央八丁目、銚子口、道口蛭田、道順川戸、豊野町一丁目、豊野町二丁目、豊野町三丁目、武里中野、新方袋、西八木崎一丁目、西八木崎二丁目、西八木崎三丁目、八丁目、花積、浜川戸一丁目、浜川戸二丁目、樋掘、樋籠、備後西一丁目、備後西二丁目、備後西三丁目、備後西四丁目、備後西五丁目、備後東一丁目、備後東二丁目、備後東三丁目、備後東四丁目、備後東五丁目、備後東六丁目、備後東七丁目、備後東八丁目、藤塚、不動院野、本田町一丁目、本田町二丁目、増富、増戸、増田新田、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目、緑町六丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南栄町、南中曾根、八木崎町、谷原一丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原新田、豊町一丁目、豊町二丁目、豊町三丁目、豊町四丁目、豊町五丁目、豊町六丁目、六軒町

越谷市

第三区に属しない区域

久喜市

本庁管内

久喜市菖蒲総合支所管内

蓮田市

白岡市

南埼玉郡

千葉県

第四区及び第十三区の区域に次の二選挙区を設ける。

第四区

船橋市

本庁管内

船橋市二宮出張所管内

船橋市芝山出張所管内

船橋市高根台出張所管内

船橋市習志野台出張所管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内（丸山一丁目、丸山二丁目、丸山三丁目、丸山四丁目及び丸山五丁目に属する区域を除く。）

第十三区

船橋市

第四区に属しない区域

柏市

沼南支所管内

高柳出張所管内

鎌ヶ谷市

印西市

白井市

富里市

印旛郡

東京都

1 第一区、第二区、第三区、第四区、第五区、第六区、第七区、第八区、第十区、第十一区、第十二区、第十三区及び第十四区の区域に次の十三選挙区を設ける。

第一区

千代田区

港区

港区芝地区総合支所管内（芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。）

港区麻布地区総合支所管内

港区赤坂地区総合支所管内

港区高輪地区総合支所管内

港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目（一番から三番まで、十四番から十九番まで及び二十二番から三十番までに限る。）に属する区域を除く。）

## 新 宿 区

本庁管内

新宿区四谷特別出張所管内

新宿区笹笥町特別出張所管内

新宿区榎町特別出張所管内

新宿区若松町特別出張所管内

新宿区大久保特別出張所管内

新宿区戸塚特別出張所管内

新宿区落合第一特別出張所管内

下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合二丁目、高田馬場三丁目

新宿区柏木特別出張所管内

新宿区角筈特別出張所管内

## 第 二 区

中 央 区

港 区

第一区に属しない区域

文 京 区

台 東 区

台東一丁目、台東二丁目、台東三丁目、台東四丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、浅草橋一丁目、浅草橋二丁目、浅草

橋三丁目、浅草橋四丁目、浅草橋五丁目、鳥越一丁目、鳥越二丁目、蔵前一丁目、蔵前二丁目、蔵前三丁目、蔵前四丁目、小島一丁目、小島二丁目、三筋一丁目、三筋二丁目、秋葉原、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目、上野六丁目、上野七丁目、東上野一丁目、東上野二丁目、東上野三丁目、東上野四丁目、東上野五丁目、元浅草一丁目、元浅草二丁目、元浅草三丁目、元浅草四丁目、寿一丁目、寿二丁目、寿三丁目、寿四丁目、駒形一丁目、駒形二丁目、北上野一丁目、北上野二丁目、下谷一丁目、下谷二丁目（一番から十二番まで、十三番六号から十三番十三号まで及び十六番から二十三番までに限る。）、下谷三丁目、根岸一丁目、根岸二丁目、根岸三丁目、根岸四丁目、根岸五丁目、入谷一丁目（四番から八番まで、十五番から二十番まで及び二十九番から三十一番までに限る。）、入谷二丁目（三十四番から三十九番までに限る。）、竜泉一丁目、竜泉二丁目、竜泉三丁目、西浅草一丁目、雷門一丁目、雷門二丁目、浅草一丁目、浅草二丁目（一番から十二番まで及び二十八番から三十五番までに限る。）、花川戸一丁目、花川戸二丁目、千束二丁目（三十三番から三十六番までに限る。）、日本堤二丁目（三十六番から三十九番までに限

る。)、三ノ輪一丁目、三ノ輪二丁目、池之端一丁目、池之端二丁目、池之端三丁目、池之端四丁目、上野公園、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目

### 第三区

#### 品川区

品川区品川第一地域センター管内

品川区品川第二地域センター管内

品川区大崎第一地域センター管内

東五反田一丁目、東五反田二丁目、東五反田三丁目、西五反田一丁目、西五反田二丁目（一番から二十一番までに限る。）、西五反田八丁目（四番一号から四番十三号まで、五番、六番十号から六番二十三号まで、七番及び八番に限る。）、小山台一丁目、小山一丁目、荏原一丁目

品川区大崎第二地域センター管内（西五反田六丁目及び西五反田七丁目に属する区域を除く。）

品川区大井第一地域センター管内

品川区大井第二地域センター管内

品川区大井第三地域センター管内

品川区荏原第一地域センター

一管内

品川区荏原第二地域センター

一管内

品川区荏原第三地域センター

一管内

品川区荏原第四地域センター

一管内

品川区荏原第五地域センター

一管内

品川区八潮地域センター一管内

#### 大田区

大田区嶺町特別出張所管内

大田区田園調布特別出張所管内

大田区鶉の木特別出張所管内（鶉の木二丁目及び鶉の木三丁目に属する区域に限る。）

大田区久が原特別出張所管内（千鳥一丁目及び池上三丁目に属する区域を除く。）

大田区雪谷特別出張所管内

大田区千束特別出張所管内

大島支庁管内

三宅支庁管内

八丈支庁管内

小笠原支庁管内

### 第四区

#### 大田区

第三区に属しない区域

### 第五区

#### 目黒区

目黒区北部地区サービス事務所管内（上目黒二丁目（四十七番から四十九番までに限る。）に属する区域に限る。）

目黒区東部地区サービス事務所管内（中目黒五丁目、下目黒四丁目（二十一番から二十

三番までに限る。)、下目黒五丁目(八番から三十七番までに限る。)、下目黒六丁目及び目黒本町一丁目に属する区域に限る。)

目黒区中央地区サービス事務所管内(目黒四丁目(六番から十一番までに限る。))に属する区域を除く。)

目黒区南部地区サービス事務所管内

目黒区西部地区サービス事務所管内

#### 世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内

世田谷区代沢まちづくりセンター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区等々力まちづくりセンター管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内

世田谷区用賀まちづくりセンター管内

世田谷区深沢まちづくりセンター管内

#### 第六区

世田谷区

第五区に属しない区域

#### 第七区

#### 品川区

第三区に属しない区域

#### 目黒区

第五区に属しない区域

#### 渋谷区

#### 中野区

南台一丁目、南台二丁目、南台三丁目、南台四丁目、南台五丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、弥生町五丁目、弥生町六丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、東中野一丁目、東中野二丁目、東中野四丁目、東中野五丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目(十番から六十八番までに限る。)、新井一丁目(一番から三十五番までに限る。)、新井二丁目、新井三丁目、野方一丁目、野方二丁目(一番から三十一番まで及び四十一番から六十二番までに限る。)

杉並区(方南一丁目及び方南二丁目に属する区域に限る。)

#### 第八区

#### 杉並区

第七区に属しない区域

#### 第十区

#### 新宿区

第一区に属しない区域

#### 中野区

第七区に属しない区域

#### 豊島区

本庁管内

東池袋一丁目、東池袋二丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目、東池袋五丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目、南池袋三丁目、南池袋四丁目、西池袋一丁目、西池袋二丁目、西池袋三丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、池袋一丁目、池袋二丁目、池袋三丁目、池袋四丁目、池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、雑司が谷一丁目、雑司が谷二丁目、雑司が谷三丁目、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、目白一丁目、目白二丁目、目白三丁目、目白四丁目

豊島区東部区民事務所管内  
(南大塚三丁目及び東池袋五丁目に属する区域に限る。)

豊島区西部区民事務所管内

#### 練馬区

旭丘一丁目、旭丘二丁目、小竹町一丁目、小竹町二丁目、栄町、羽沢一丁目、羽沢二丁目、羽沢三丁目、豊玉上一丁目、豊玉北一丁目、豊玉北二丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、桜台五丁目、桜台六丁目、錦一丁目、錦二丁目、氷川台一丁目、氷川台二丁目、氷川台三丁目、氷川台四丁目、平和台一丁目、平和台二丁目、平和台三丁目、平和台四丁目、早宮一丁目、早宮二丁目、早宮三丁目、早宮四丁目、北町一丁目、北町二丁目、北町三

丁目、北町四丁目、北町五丁目、北町六丁目、北町七丁目、北町八丁目、田柄一丁目、田柄二丁目、田柄三丁目(十四番から三十番までに限る。)、田柄四丁目、田柄五丁目(二十一番から二十八番までに限る。)、光が丘一丁目

#### 第十一区

##### 板橋区

##### 本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、

小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、相生町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、新河岸三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

## 第十二区

豊島区

第十区に属しない区域

北区

板橋区

第十一区に属しない区域

足立区

入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、入谷町、扇二丁目、小台一丁目、小台二丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁

目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、舎人公園、舎人町、堀之内一丁目、堀之内二丁目、宮城一丁目、宮城二丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目

## 第十三区

足立区

第十二区に属しない区域

## 第十四区

台東区

第二区に属しない区域

墨田区

荒川区

2 第十六区及び第十七区の区域に次の二選挙区を設ける。

## 第十六区

江戸川区

本庁管内

中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、松江一丁目、松江二丁目、松江三丁目、松江四丁目、松江五丁目、松江六丁目、松江七丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、大杉一丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、大杉四丁目、大杉五丁目、西一之江一丁目、西一之江二丁目、西一之江三丁

目、西一之江四丁目、春江町四丁目、一之江一丁目、一之江二丁目、一之江三丁目、一之江四丁目、一之江五丁目、一之江六丁目、一之江七丁目、一之江八丁目、西瑞江四丁目、江戸川四丁目、松本一丁目、松本二丁目

江戸川区小松川事務所管内  
江戸川区葛西事務所管内  
江戸川区東部事務所管内  
江戸川区鹿骨事務所管内

### 第十七区

葛飾区

江戸川区

第十六区に属しない区域

- 3 第十九区、第二十一区、第二十二区、第二十三区、第二十四区及び第二十五区の区域に次の六選挙区を設ける。

### 第十九区

小平市

国分寺市

西東京市

### 第二十一区

八王子市（東中野及び大塚に属する区域に限る。）

立川市

日野市

国立市

多摩市

関戸、関戸一丁目、関戸二丁目、関戸三丁目、関戸四丁目、関戸五丁目（一番から八番まで及び十三番から三十一番までに限る。）、連光寺、連光寺一丁目、連光寺二丁目、連光寺三丁目、連光寺四丁目、連光寺五丁目、連光寺六丁目、

東寺方一丁目、一ノ宮、一ノ宮一丁目、一ノ宮二丁目、一ノ宮三丁目、一ノ宮四丁目、聖ヶ丘一丁目（一番から二十四番まで、三十五番及び四十四番に限る。）、聖ヶ丘二丁目、聖ヶ丘三丁目、聖ヶ丘四丁目、聖ヶ丘五丁目

### 稲城市

坂浜、平尾、平尾一丁目、平尾二丁目、平尾三丁目、長峰一丁目、長峰二丁目、長峰三丁目、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目

### 第二十二区

三鷹市

調布市

狛江市

稲城市

第二十一区に属しない区域

### 第二十三区

町田市

多摩市

第二十一区に属しない区域

### 第二十四区

八王子市

第二十一区に属しない区域

### 第二十五区

青梅市

昭島市

福生市

羽村市

あきる野市

西多摩郡

### 神奈川県

- 1 第七区及び第八区の区域に次の二選挙区を設ける。

### 第七区

横 浜 市  
港 北 区  
都 筑 区

あゆみが丘、池辺町、牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、牛久保西一丁目、牛久保西二丁目、牛久保西三丁目、牛久保西四丁目、牛久保東一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、大熊町、大圃町、大圃西、折本町、加賀原一丁目、加賀原二丁目、勝田町、勝田南一丁目、勝田南二丁目、川向町、川和台、川和町、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七丁目、葛が谷、佐江戸町、桜並木、新栄町、すみれが丘、高山、茅ヶ崎町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東一丁目、茅ヶ崎東二丁目、茅ヶ崎東三丁目、茅ヶ崎東四丁目、茅ヶ崎東五丁目、茅ヶ崎南一丁目、茅ヶ崎南二丁目、茅ヶ崎南三丁目、茅ヶ崎南四丁目、茅ヶ崎南五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、中川中央一丁目、中川中央二丁目、長坂、仲町台一丁目、仲町台二丁目、仲町台三丁目、仲町台四丁目、仲町台五丁目、二の丸、早渕一丁目、早渕二丁目、早渕三丁目、東方町、東山

田町、東山田一丁目、東山田二丁目、東山田三丁目、東山田四丁目、平台、富士見が丘、南山田町、南山田一丁目、南山田二丁目、南山田三丁目、見花山

第 八 区

横 浜 市  
緑 区  
青 葉 区  
都 筑 区

第七区に属しない区域

2 第九区、第十区及び第十八区の区域に次の三選挙区を設ける。

第 九 区

川 崎 市  
多 摩 区  
宮 前 区

宮前区役所向丘出張所管内（神木本町一丁目、神木本町二丁目、神木本町三丁目、神木本町四丁目及び神木本町五丁目に属する区域に限る。）

麻 生 区

第 十 区

川 崎 市  
川 崎 区  
幸 区  
中 原 区

新丸子町、新丸子東一丁目、新丸子東二丁目、新丸子東三丁目、丸子通一丁目、丸子通二丁目、上丸子山王町一丁目、上丸子山王町二丁目、上丸子八幡町、上丸子天神町、小杉町一丁目、小杉町二丁目、小杉町三丁目、小杉御殿町一丁目、小杉御殿町二丁目、小杉陣屋町一

丁目、小杉陣屋町二丁目、  
等々力、木月一丁目、木月  
二丁目、木月三丁目、木月  
四丁目、西加瀬、木月祇園  
町、木月伊勢町、木月大町、  
木月住吉町、荻宿、大倉町、  
市ノ坪、今井上町、今井仲  
町、今井南町、今井西町、  
井田一丁目、井田二丁目、  
井田三丁目、井田中ノ町、  
上平間、田尻町、北谷町、  
中丸子、下沼部、上丸子、  
小杉

#### 第十八区

川崎市

中原区

第十区に属しない区域

高津区

宮前区

第九区に属しない区域

### 3 第十三区、第十四区及び第十六区 の区域に次の三選挙区を設ける。

#### 第十三区

大和市

海老名市

座間市

入谷一丁目、入谷二丁目、入  
谷三丁目、入谷四丁目、入谷  
五丁目、栗原、栗原中央一丁  
目、栗原中央二丁目、栗原中  
央三丁目、栗原中央四丁目、  
栗原中央五丁目、栗原中央六  
丁目、小松原一丁目、小松原  
二丁目、さがみ野一丁目、さ  
がみ野二丁目、さがみ野三丁  
目、座間、座間一丁目、座間  
二丁目、座間入谷、新田宿、  
相武台一丁目、相武台二丁目、  
相武台三丁目、相武台四丁目、  
立野台一丁目、立野台二丁目、

立野台三丁目、西栗原一丁目、  
西栗原二丁目、東原一丁目、  
東原二丁目、東原三丁目、東  
原四丁目、東原五丁目、ひば  
りが丘一丁目、ひばりが丘二  
丁目、ひばりが丘三丁目、ひ  
ばりが丘四丁目、ひばりが丘  
五丁目、広野台一丁目、広野  
台二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑  
ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、  
緑ヶ丘四丁目、緑ヶ丘五丁目、  
緑ヶ丘六丁目、南栗原一丁目、  
南栗原二丁目、南栗原三丁目、  
南栗原四丁目、南栗原五丁目、  
南栗原六丁目、明王、四ツ谷

綾瀬市

#### 第十四区

相模原市

緑区

相原、相原一丁目、相原二  
丁目、相原三丁目、相原四  
丁目、相原五丁目、相原六  
丁目、大島、大山町、上九  
沢、下九沢、田名、西橋本  
一丁目、西橋本二丁目、西  
橋本三丁目、西橋本四丁目、  
西橋本五丁目、二本松一丁  
目、二本松二丁目、二本松  
三丁目、二本松四丁目、橋  
本一丁目、橋本二丁目、橋  
本三丁目、橋本四丁目、橋  
本五丁目、橋本六丁目、橋  
本七丁目、橋本八丁目、橋  
本台一丁目、橋本台二丁目、  
橋本台三丁目、橋本台四丁  
目、東橋本一丁目、東橋本  
二丁目、東橋本三丁目、東  
橋本四丁目、元橋本町

中央区

南区

旭町、鵜野森一丁目、鵜野森二丁目、鵜野森三丁目、大野台一丁目、大野台二丁目、大野台三丁目、大野台四丁目、大野台五丁目、大野台六丁目、大野台七丁目、大野台八丁目、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間三丁目、上鶴間四丁目、上鶴間五丁目、上鶴間六丁目、上鶴間七丁目、上鶴間八丁目、上鶴間本町一丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町三丁目、上鶴間本町四丁目、上鶴間本町五丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町七丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、古淵一丁目、古淵二丁目、古淵三丁目、古淵四丁目、古淵五丁目、古淵六丁目、栄町、相模大野一丁目、相模大野二丁目、相模大野三丁目、相模大野四丁目、相模大野五丁目、相模大野六丁目、相模大野七丁目、相模大野八丁目、相模大野九丁目、相南一丁目（一番から十八番までに限る。）、相南二丁目（一番から十二番まで、十七番及び二十五番から二十八番までに限る。）、相南三丁目（一番から二十六番まで及び三十四番から四十七番までに限る。）、西大沼一丁目、西大沼二丁目、西大沼三丁目、西大沼四丁目、西大沼五丁目、東大沼一丁目、東大沼二丁目、東大沼三丁目、東大沼四丁目、

東林間一丁目、東林間二丁目、東林間三丁目、東林間四丁目、東林間五丁目、東林間六丁目、東林間七丁目、東林間八丁目、文京一丁目、文京二丁目、御園一丁目、御園二丁目、御園三丁目、豊町、若松一丁目、若松二丁目、若松三丁目、若松四丁目、若松五丁目、若松六丁目

#### 第十六区

相模原市

緑区

第十四区に属しない区域

南区

第十四区に属しない区域

厚木市

伊勢原市

座間市

第十三区に属しない区域

愛甲郡

#### 愛知県

- 1 第六区及び第七区の区域に次の二選挙区を設ける。

#### 第六区

瀬戸市

瀬戸市役所水野支所管内

川平町、本郷町（十番から千四十八番までに限る。）、十軒町、鹿乗町、内田町一丁目、内田町二丁目、北みずの坂一丁目、北みずの坂二丁目、北みずの坂三丁目

春日井市

犬山市

小牧市

#### 第七区

瀬戸市

第六区に属しない区域

大府市  
尾張旭市  
豊明市  
日進市  
長久手市  
愛知郡

2 第十二区及び第十四区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十二区

岡崎市  
西尾市

第十四区

豊川市  
豊田市  
稲武地域自治区  
蒲郡市  
新城市  
額田郡  
北設楽郡

三重県

三重県の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区

津市  
松阪市

第二区

四日市市  
四日市市日永地区市民センター管内  
四日市市四郷地区市民センター管内  
四日市市内部地区市民センター管内  
四日市市塩浜地区市民センター管内  
四日市市小山田地区市民センター管内  
四日市市河原田地区市民セン

ター管内

四日市市水沢地区市民センター管内

四日市市楠地区市民センター管内

鈴鹿市  
名張市  
亀山市  
伊賀市

第三区

四日市市  
第二区に属しない区域

桑名市  
いなべ市  
桑名郡  
員弁郡  
三重郡

第四区

伊勢市  
尾鷲市  
鳥羽市  
熊野市  
志摩市  
多気郡  
度会郡  
北牟婁郡  
南牟婁郡

大阪府

第一区、第二区及び第四区の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

大阪市  
中央区  
西区  
港区  
天王寺区  
浪速区  
東成区

第二区

大 阪 市  
生 野 区  
阿倍野区  
東住吉区  
平 野 区  
第 四 区

大 阪 市  
北 区  
都 島 区  
福 島 区  
城 東 区

兵 庫 県

- 1 第二区及び第七区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 二 区

神 戸 市  
兵 庫 区  
北 区  
長 田 区

西 宮 市  
塩瀬支所管内  
山口支所管内

第 七 区

西 宮 市  
第二区に属しない区域

芦 屋 市

- 2 第五区及び第六区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 五 区

豊 岡 市  
川 西 市

平野(字カキヲジ原に限る。)、  
西畦野(字丸山及び字東通り  
を除く。)、一庫、国崎、黒川、  
横路、大和東一丁目、大和東  
二丁目、大和東三丁目、大和  
東四丁目、大和東五丁目、大  
和西一丁目、大和西二丁目、  
大和西三丁目、大和西四丁目、

大和西五丁目、美山台一丁目、  
美山台二丁目、美山台三丁目、  
丸山台一丁目、丸山台二丁目、  
丸山台三丁目、見野一丁目、  
見野二丁目、見野三丁目、東  
畦野、東畦野一丁目、東畦野  
二丁目、東畦野三丁目、東畦  
野四丁目、東畦野五丁目、東  
畦野六丁目、東畦野山手一丁  
目、東畦野山手二丁目、長尾  
町、西畦野一丁目、西畦野二  
丁目、山原、山原一丁目、山  
原二丁目、緑が丘一丁目、緑  
が丘二丁目、山下町、山下、  
笹部一丁目、笹部二丁目、笹  
部三丁目、笹部、下財町、一  
庫一丁目、一庫二丁目、一庫  
三丁目

三 田 市  
篠 山 市  
養 父 市  
丹 波 市  
朝 来 市  
川 辺 郡  
美 方 郡

第 六 区

伊 丹 市  
宝 塚 市  
川 西 市

第五区に属しない区域

奈 良 県

奈良県の区域に次の三選挙区を設ける。

第 一 区

奈 良 市

本庁管内

奈良市西部出張所管内

奈良市北部出張所管内

奈良市東部出張所管内

奈良市月ヶ瀬行政センター管内

生駒市

第二区

奈良市

第一区に属しない区域

大和郡山市

天理市

香芝市

山辺郡

生駒郡

磯城郡

北葛城郡

第三区

大和高田市

橿原市

桜井市

五條市

御所市

葛城市

宇陀市

宇陀郡

高市郡

吉野郡

愛媛県

第一区、第二区及び第四区の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

松山市

本庁管内

桑原支所管内

道後支所管内

味生支所管内

生石支所管内

垣生支所管内

三津浜支所管内

久枝支所管内

潮見支所管内

和氣支所管内

堀江支所管内

余土支所管内

興居島支所管内

久米支所管内

湯山支所管内

伊台支所管内

五明支所管内

小野支所管内

浮穴支所管内（北井門二丁目  
に属する区域に限る。）

石井支所管内

第二区

松山市

第一区に属しない区域

今治市

東温市

越智郡

伊予郡

第四区

宇和島市

八幡浜市

大洲市

伊予市

西予市

上浮穴郡

喜多郡

西宇和郡

北宇和郡

南宇和郡

福岡県

第二区、第三区及び第五区の区域に次の三選挙区を設ける。

第二区

福岡市

中央区

南区

那の川一丁目、那の川二丁目（一番から四番までに限る。）、大楠一丁目、大楠二

丁目、大楠三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、玉川町、塩原一丁目、塩原二丁目、塩原三丁目、塩原四丁目、大橋団地、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、大橋四丁目、高木一丁目、高木二丁目、高木三丁目、五十川一丁目、五十川二丁目、井尻一丁目、井尻二丁目、井尻三丁目、井尻四丁目、井尻五丁目、折立町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、横手四丁目、横手南町、的場一丁目、的場二丁目、日佐一丁目、日佐二丁目、日佐四丁目、日佐五丁目、向新町一丁目、向新町二丁目、高宮一丁目、高宮二丁目、高宮三丁目、高宮四丁目、高宮五丁目、多賀一丁目、多賀二丁目、向野一丁目、向野二丁目、筑紫丘一丁目、筑紫丘二丁目、野間一丁目、野間二丁目、野間三丁目、野間四丁目、若久団地、若久一丁目、若久二丁目、若久三丁目、若久四丁目、若久五丁目、若久六丁目、三宅一丁目、三宅二丁目、三宅三丁目、南大橋一丁目、南大橋二丁目、和田一丁目、和田二丁目、和田三丁目、和田四丁目、野多目一丁目、野多目二丁目、野多目三丁目、野多目四丁目（一番から十三番まで、十八番一号から十八番十四号まで、十八番六十一

号から十八番八十二号まで及び十九番から三十番までに限る。）、野多目五丁目、老司一丁目（一番一号から一番十七号まで、一番二十六号から一番四十八号まで、二番から四番まで、五番十八号から五番三十六号まで、六番及び七番九号から七番二十八号までに限る。）、市崎一丁目、市崎二丁目、大池一丁目、大池二丁目、平和一丁目、平和二丁目、平和四丁目、寺塚一丁目、寺塚二丁目、柳河内一丁目、柳河内二丁目、皿山一丁目、皿山二丁目、皿山三丁目、皿山四丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、屋形原一丁目、屋形原二丁目、屋形原三丁目、屋形原四丁目、屋形原五丁目、鶴田四丁目（一番一号から一番八号まで、一番四十四号から一番四十七号まで、三番五号から三番二十四号まで及び三番三十八号から三番五十四号までに限る。）、長丘一丁目、長丘二丁目、長丘三丁目、長丘四丁目、長丘五丁目、長住一丁目、長住二丁目、長住三丁目、長住四丁目、長住五丁目、長住六丁目、長住七丁目、西長住一丁目、西長住二丁目、西長住三丁目、大字桧原、桧原一丁目、桧原二丁目、桧原三丁目、

桧原四丁目、桧原五丁目、  
桧原六丁目、桧原七丁目、  
大平寺一丁目、大平寺二丁  
目、大字柏原、柏原一丁目  
(一番から二十五番まで及  
び二十七番から五十三番ま  
でに限る。)、柏原三丁目、  
柏原四丁目、柏原五丁目、  
柏原六丁目、柏原七丁目

#### 城南区

鳥飼四丁目、鳥飼五丁目、  
鳥飼六丁目、鳥飼七丁目、  
別府団地、別府一丁目、別  
府二丁目、別府三丁目、別  
府四丁目、別府五丁目、別  
府六丁目、別府七丁目、城  
西団地、荒江団地、荒江一  
丁目、飯倉一丁目、田島一  
丁目、田島二丁目、田島三  
丁目、田島四丁目、田島五  
丁目、田島六丁目、茶山一  
丁目、茶山二丁目、茶山三  
丁目、茶山四丁目、茶山五  
丁目、茶山六丁目、金山団  
地、七隈一丁目、七隈二丁  
目、七隈三丁目(一番から  
五番まで、八番二十四号、  
八番三十一号から八番四十  
四号まで、十五番から十九  
番まで、二十番一号から二  
十番四号まで及び二十番二  
十五号から二十番六十七号  
までに限る。)、松山一丁目、  
松山二丁目、友丘一丁目、  
友丘二丁目、友丘三丁目、  
友丘四丁目、友丘五丁目、  
友丘六丁目、友泉亭、長尾  
一丁目、長尾二丁目、長尾  
三丁目、長尾四丁目、長尾  
五丁目、樋井川一丁目、樋

井川二丁目、樋井川三丁目、  
樋井川四丁目、樋井川五丁  
目、樋井川六丁目、樋井川  
七丁目、宝台団地、堤団地、  
堤一丁目、堤二丁目、東油  
山一丁目、東油山二丁目、  
東油山三丁目、東油山四丁  
目、東油山五丁目、東油山  
六丁目、大字東油山、大字  
片江、片江一丁目、片江二  
丁目、片江三丁目、片江四  
丁目、片江五丁目、南片江  
一丁目、南片江二丁目、南  
片江三丁目、南片江四丁目、  
南片江五丁目、南片江六丁  
目、西片江一丁目、西片江  
二丁目、神松寺一丁目、神  
松寺二丁目、神松寺三丁目

#### 第三区

福岡市

城南区

第二区に属しない区域

早良区

西区

糸島市

#### 第五区

福岡市

南区

第二区に属しない区域

筑紫野市

春日市

大野城市

太宰府市

朝倉市

筑紫郡

朝倉郡

長崎県

第二区、第三区及び第四区の区域  
に次の三選挙区を設ける。

第二区

長崎市

外海行政センター管内

琴海行政センター管内

島原市

諫早市

雲仙市

南島原市

西彼杵郡

第三区

佐世保市

佐世保市役所早岐支所管内

佐世保市役所三川内支所管内

佐世保市役所宮支所管内

大村市

対馬市

壱岐市

五島市

東彼杵郡

北松浦郡

小値賀町

南松浦郡

第四区

佐世保市

第三区に属しない区域

平戸市

松浦市

西海市

北松浦郡

佐々町

熊本県

熊本県の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区

熊本市

中央区

東区

北区

第二区

熊本市

西区

南区

荒尾市

玉名市

玉名郡

第三区

山鹿市

菊池市

阿蘇市

合志市

菊池郡

阿蘇郡

上益城郡

第四区

八代市

人吉市

水俣市

天草市

宇土市

上天草市

宇城市

下益城郡

八代郡

葦北郡

球磨郡

天草郡

鹿児島県

鹿児島県の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区

鹿児島市

本庁管内

伊敷支所管内

東桜島支所管内

吉野支所管内

吉田支所管内

桜島支所管内

松元支所管内

郡山支所管内  
鹿 児 島 郡  
第 二 区  
鹿 児 島 市  
第一区に属しない区域  
枕 崎 市  
指 宿 市  
南さつま市  
奄 美 市  
南九州市  
大 島 郡  
第 三 区  
阿久根市  
出 水 市  
薩摩川内市  
日 置 市  
いちき串木野市  
伊 佐 市  
始 良 市  
薩 摩 郡  
出 水 郡  
始 良 郡  
第 四 区  
鹿 屋 市  
西之表市  
垂 水 市  
曾 於 市  
霧 島 市  
志布志市  
曾 於 郡  
肝 属 郡  
熊 毛 郡

(それぞれ当該市区町村の区域の一部を所管区域とするものに限る。)の所管区域及び地域自治区の区域に属しない区域をいう。

- 備考1 行政区画その他の区域は、平成29年4月19日現在による。
- 2 ここに記載していない選挙区については、従前の区域とする。
- 3 「本庁管内」とは、市区町村の区域のうち、支所又は出張所